



新しい時代を担う体力づくり

市職員らを対象にした行政改革講演会を開催

第25回

6月18日、関西学院大学大学院教授の小西砂千夫氏を講師に招き、養父市行政改革講演会を八鹿公民館で開催しました。

これは、市のまちづくり推進本部（本部長＝市長、部局長らで構成・18人）が、市役所の幹部職員をはじめ、市議会議員、監査委員、行政改革推進委員の皆さんに国の行政改革の動向を把握してもらい、市の課題について一緒に考えていただくことを目的に開催したものです。今月号では、この講演内容を紹介します。

市の財政を取り巻く状況

地方の厳しさは交付税の削減が大きな原因ですが、養父市は問題を先送りせず、なりふり構わず行政改革に取り組んだ結果、かなりスリムになっており、これ以上削減する部分がなくなっています。

しかし、借金の返済がピークに達する時期に、運悪く「地方財政健全化法」が導入され、国からイエローカード、レッドカードを出される心配が出てきています。

皆さんのこれまでの努力を無駄にしないよう、何とかこれを回避しなければなりません。

地方財政健全化法について

地方財政健全化法（以下「健全化法」とは、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」という指標によって、全国すべての地方自治体を▽健全段階▽早期健全化段階▽再生段階の3つに分けようというもの）です。

再生段階は、国から強い関与を受けるながら、再生計画の策定や外部監査の実施などが義務づけられます。

事実上、予算編成権がなくなり、超過課税や職員の大規模削減など、夕張市と同じような状態となります。（全国で9～18団体程度が陥る可能性）

早期健全化段階は、議会の議決を経て財政健全化計画を策定・公表するほか、外部監査が義務づけられます。また、勧告権を持つ県から強い指導を受けることが予想されます。（全国で90団体以内が陥る可能性）

健全化法の適用は平成20年度決算からで、平成21年秋には審判が下ることになります。

養父市の課題と対応策について

4つの指標のうち、養父市にとって最も危険なのが実質公債費比率です。再生段階と早期健全化段階の基準は今の段階では不明確ですが、35%以上で再生段階、25%以上で早期健全化段階になるのではないかと予想します。仮に25%であった場合、養父市は早期健全化段階に陥る可能性があります。

これを回避するためには、徹底した繰り上げ償還を行うしかありません。平成18年度決算の剰余金は基本的に償還に充てるとともに、引き続き経費を節約して剰余金を出し、償還に充てる必要があります。

また、下水道会計へ多額の繰り出しを行っていることが普通会計に負担をかけているため、下水道料金の値上げを検討するべきです。